

一般財団法人新潟県建設技術センター 令和5年度 研究助成事業募集要領

1 趣 旨

この研究助成事業は、新潟県内における様々な課題を克服し、豊かな地域社会を創造するために行われている種々の取り組みを支援するためのものです。

当センターは、昭和60年の設立以来、「地域の安全・安心」と「地域社会の健全な発展」に寄与することを目指して事業運営を行ってきております。そのような中、同様の目的をもって進められている調査研究や活動を実施している団体等を支援し、地域の課題解決と活性化の促進を図ることを目的として実施します。

2 助成の内容

(1) 助成の対象者

新潟県内にある大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関に所属する研究者及びこれらの研究者グループ、特定非営利活動法人、任意団体等。

(2) 助成の対象となるテーマ

地域社会の活性化、安全・安心の増進、社会資本整備や維持管理、建設技術に関する課題解決を図るため、申請者自らが主体となって行うもので、次のいずれかに該当するもの。

助成の種類	内 容
調査研究	新潟県特有の課題解決及び健全な地域社会の発展に資することを目的として取り組む調査研究であって、その成果が地域社会の安全・安心、質の高い社会資本整備（維持管理）に貢献することが期待できるもの。
活 動	地域活性化を目指すものであって、活動の効果が継続していくことが期待できるもの。ただし、助成終了後は自ら同事業を継続することが見込まれること。
その他	当センター理事長がこの事業の趣旨に沿うと認める調査研究及び活動。

対象テーマ	具体例
社会資本の維持管理	インフラメンテナンス技術、維持管理システム構築、老朽化対策、長寿命化、耐久化 など
防災・減災	災害に強いまちづくり、防災教育、コミュニティ形成・活動 など
地域振興・地域づくり	地域資源利活用、地域再生を担う人材の育成、インフラツーリズム、コミュニティ形成・活動 など

なお、上記に該当するものであっても、団体等の運営費の一部となるものや、物品類の購入にほとんどが充当されるものなどについては助成できません。

また、調査研究または活動の成果が、地域の活性化に実効性を有するものを対象としており、学術的な基礎研究は助成対象となりません。

(3) 助成金

- ① 調査研究 1件につき、年間200万円を上限とします。(予定助成数3件)
- ② 活 動 1件につき、年間100万円を上限とします。(予定助成数7件)
- ③ そ の 他 上記に準じます。

なお、当センター以外の複数の機関の助成制度等に同一のテーマで申請することは可能ですが、助成金の使途が他の助成制度等と重複しないようにして下さい。また、助成数は増減することがあります。

(4) 助成期間

助成の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月15日までとします。

同一のテーマについて複数年にわたる助成を希望する場合は、3年間を限度に申請できます(年度毎で申請の上、審査により決定します)。この場合は、初年度に助成対象期間全体の計画を記載して下さい。

3 応募手続き

(1) 応募受付から結果通知までの流れ

- 受付期間 : 令和4年11月14日(月)から令和5年1月13日(金)17時まで
一次審査 : 令和5年1月中旬～2月上旬
審査委員会 : 令和5年3月上旬
結果通知 : 令和5年3月中旬

※なお、助成の種類が調査研究で一次審査を通過した申請事業については、審査委員会において申請者からプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 提出書類

- ① 申請書類は電子ファイルで提出をお願いします。
 - ・別添に定める様式に記入した申請書の電子ファイル(PDF)をメールで送信して下さい。
 - ・メールでの提出が困難な場合は、申請窓口へ連絡のうえ、下記提出先に郵送又は持参により提出して下さい。
- ② 申請書類について
 - ・研究助成申請書(様式1～様式4 Word形式)をPDF形式にて提出して下さい。
 - ・申請者が特定非営利活動法人又は任意団体等の場合は、組織・団体等の定款又は規約等と過去1年以上の活動に関する資料をPDF形式にて添付して下さい。

※活動期間が1年未満の場合は申請窓口までお問い合わせください。
- ③ 同一のテーマについて複数年にわたる助成を申請する場合、申請時点の中間報告書を添付して下さい。

(3) 申請窓口及び提出先

- (一財) 新潟県建設技術センター 企画調査部
住 所 : 新潟市西区山田 2522-18 (〒950-1101)
連絡先 : TEL : 025-267-4820 E-mail : kikaku1@niigata-ctc.or.jp
(受信可能容量 8MB 以下)

(4) 留意点

- ① 応募者に対して受け取った旨の連絡はしません。また、一度提出された申請書の差し替え、返却には原則応じません。
- ② 必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

(5) 申請審査及び審査結果の通知等

- ① 申請内容は、当センターの助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行います。
- ② 助成の採否並びに助成金の額は、審査委員会の推薦に基づき当センター理事長が決定します。
- ③ 審査基準は、調査研究又は活動の成果が、新潟県特有の課題解決に向けて実効性があり、新潟県の地域社会全般の活性化に寄与するものであって、以下の条件を満たすものとします。
 - ア 調査研究又は活動に取り組む背景や必要性が妥当であること。
 - イ 計画（内容、スケジュール、実施体制など）が妥当であること。
 - ウ 地域の安全・安心や地域社会の健全な発展に寄与できるものであること。
 - エ 予算が妥当であること。※ 調査研究については、地域の特定非営利活動法人、任意団体等と連携し、その成果が地域の活性化に貢献する事業が望ましい。
- ④ 助成の決定にあたり、当センターから必要な条件を付することができるものとします。
- ⑤ 採否の決定通知は、助成することが決定した方に対して助成決定通知書、助成しない方に対しては助成不採用通知書によりお知らせします。
- ⑥ 採否の理由等に関しては、お問い合わせに応じかねますので、ご了承下さい。

(6) 個人情報

提出していただいた個人情報は、助成事業に必要な範囲内の利用に限定します。

4 調査研究または活動の実施及び報告

(1) 調査研究または活動の実施

助成が決定した方は、当センターと覚書を締結後、本募集要領に記載された事項及び申請書に記載された内容に従って調査研究または活動を実施して下さい。

(2) 調査研究または活動の報告

- ① 採択されたテーマに関する申請者及び助成研究者のお名前、所属、テーマ名、研究の概要は当センターホームページで公開します。
- ② 助成を受けた方は、令和6年3月15日まで（必着）に助成による研究又は活動の結果を報告して下さい。なお、報告内容は、公益目的のため公表できるものとし、その概要をA4用紙5～10枚程度にまとめた報告書（電子データ PDF形式）を提出して下さい。
また、必要に応じて、随時状況報告を求めることがあります。
- ③ 上記②とともに、助成金の収支に関する帳簿（任意様式）を備え、収入額及び支出額を記入するとともに、支出に係る領収書等（写し可）の書類を提出して下さい。
- ④ 当センター主催の「報告会」を開催する場合、申請者は発表を行うことがあります。なお、その報告会に係る旅費については実費（1名分）を別途支払います。

5 財産等の帰属及び成果の利用

(1) 著作権等

助成事業を実施することにより取得した著作権等の財産は、助成申請者に帰属しますが、その利用権は当センターも有するものとし、成果報告等については当センターのホームページ等で公開できるものとしします。(未公開特許等は除く)

(2) 成果の利用

助成事業の実施期間中及び完了後に発表や活用を行う場合は、当センターの助成事業で行われていることを明記し、その内容を当センターに報告していただきます。

記載例：「本研究は、(一財)新潟県建設技術センターの助成を受けて実施したものです。」

(3) 物品の帰属

助成事業で取得した物品等については、助成事業完了後、目的に従って運用を図って下さい。

6 助成事業終了後の報告

助成事業終了後は、その後の1年間(令和6年4月～令和7年3月)の調査研究・活動状況等を報告していただきます。

7 その他

その他、別紙「助成に関する留意事項」を参照下さい。申請様式については、当センターホームページからダウンロードすることができます。

ホームページ : <https://www.niigata-ctc.or.jp/jyoseijigyou/>

申請様式のダウンロードはこちらから



(別紙) 助成に関する留意事項

項 目	留 意 事 項
助成の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 法人、団体等の設立目的、活動内容が、政治、宗教などに偏っていないこと。
助成の期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日から令和6年3月15日までとする。 同一のテーマについて複数年に渡る助成を希望する場合であっても、年度ごとでの申請の上、審査により決定する。この場合、助成期間は最大で3年程度までとする。(初年度に助成対象期間全体の計画を作成のこと)
助成額	<ul style="list-style-type: none"> 一つの調査研究テーマに関する助成額は、年間200万円を上限とし、活動テーマに関しては、年間100万円を上限とする。 一団体、一事業を助成対象とし、複数事業での応募は認めない。 法人、団体等の運営に係る人件費・管理費等は助成の対象としない。 調査研究・活動に伴う出張における交通費、宿泊費の実費は、助成対象経費とするが、日当、飲食費等は対象としない。 通常の業務との区別がつかない出張旅費は対象としない。成果を報告・発表する為の学会出席等は助成対象とするが、情報収集を目的とした学会出席等は助成対象としない。 ※ 詳細は、経費内訳作成資料のとおり
経費等の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 当センターと覚書を締結し、これに基づき事業を実施する。 事業が完了し、実績報告書等の提出・確認後に助成金額の確定をもって精算し「精算払い」を行うため、その結果、申請額より少なくなる場合がある。 精算払い時においては、助成活動に係る帳簿書類（出納帳簿、領収書、伝票類）を提出する。 申請者の希望に応じて、事業の実施に要する経費の1/2を上限に「概算払い」を行うことができる。 事業実施に関連して「概算払い」を超えての支払い及び計上されている経費以外への使用を要望する場合は、別途協議を行う。
審査基準・審査内容	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究又は活動の成果が、新潟県特有の課題解決に向けて実効性があり、新潟の地域社会全般の活性化に寄与するものであって、以下の条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業に取り組む背景や必要性が妥当であること イ 計画（内容、スケジュール、実施体制）が妥当であること ウ 地域の安全・安心や地域社会の健全な発展への寄与すること エ 予算が妥当であること ※ 調査研究については地域の特定非営利活動法人、任意団体等と連携し、その成果が地域の活性化に貢献する事業が望ましい。

成果報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 15 日までに、助成による研究または活動の結果を報告すること。 なお、報告内容は、公益目的のため公表できるものとし、その概要をA4用紙(5枚～10枚)にまとめた報告書（PDF形式）を提出すること。 ・ 必要に応じて、随時状況報告を求めることがある。 ・ 当センターが「報告会」を開催する場合は、申請者は発表を行うことがある。
事業内容の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時の事業内容に変更が生じた場合、事故や災害等の予測しない不慮の事情により事業の継続が困難になった場合、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告すること。 ・ 変更内容により、当初の目的を達成出来ない場合は、助成を取り消す場合がある。 ・ 助成を辞退する場合は、遅滞なく、その理由を付した辞退届（様式随意）を提出すること。
違反行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象申請者が、法令および募集要領等に違反する行為（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の返還を要求する。
所属機関の規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択後、本助成事業の運用により助成手続きを進められない場合、審査結果を無効とする。事前に所属機関の規定等を確認し応募すること。